

行政書士として 知っておかなければならない法律知識

市民法務部

第7回 国際相続について

周囲を見てみると、国際化の影響を受け、「日本人が外国に居住している場合」や「親族の中に外国籍の方がいるような場合」というものが増えつつあるように感じます。

行政書士として日々の業務に臨んでいると、そのような外国との関係がある家庭と出会うこともあるでしょう。

では、このような環境の中で相続が発生した場合、通常の手続と同じでしょうか。

この国際相続については相当に複雑であるため、全てを詳細に記載することはできませんが、上記のような場合にどのような相続となるのか簡単にまとめてみますので、興味を持たれた先生方にとって研究のキッカケになれば幸いです。

先述のとおり、相続関係者の中に「日本人で外国居住者がいる場合」「外国籍者がいる場合」「外国に相続財産がある場合」など、人や財産が2カ国以上を跨ぐ国際的な相続を国際相続または涉外相続といいます。

国際相続という言葉を知ると、外国籍者が関わる場合を思い浮かべる人も多いですが、日本人のみが当事者となる相続でも財産が外国にあれば国際相続となります。

国際相続については「法の適用に関する通則法」という法令が存在し、この中で「国際相続は『被相続人』基準で適用法令が決まる」ということが定められています。

【法の適用に関する通則法】

(相続)

第36条 相続は、被相続人の本国法による。

(遺言)

第37条 遺言の成立及び効力は、その成立の当時における遺言者の本国法による。

2 遺言の取消しは、その当時における遺言者の本国法による。

この法令により、日本で生じた国際相続は日本人であっても外国籍者であっても、その「被相続人」を基準として適用される法令が決まります。例えば、被相続人が日本人で、相続財産が日本国内のみであれば、通常通り日本の民法をもって手続を進めることとなります。

しかし、被相続人が日本人であっても相続財産の全部または一部が外国に存在するような場合には、適用される法令が変わり、当該相続財産の手続に際しては当該相続財産が存在する国の法令が適用される可能性がありますので注意が必要です。

ここにおいて、相続財産が日本と外国の両方に存在する場合には、日本法と外国法の双方に注意しながら手続を進めることになるため、必要に応じて外国の弁護士等との調整が必要になる場合もあります。

このような諸問題から国際相続には難しさがあり、受任にあたっては相当な注意等が必要ではないかと考えます。